

■ 戦略経営研究会 120th ミーティング メモ

日 時：2018年2月3日(土) 14:00-17:00

場 所：東京/竹橋「ちよだプラットフォームスクウェア」

テーマ：外国人労働者と日本の産業 ～専門人材と技能実習生～

発表者：茂木正光さん（戦略経営研究会副代表/行政書士）

参加者：12人

（財務コンサルタント、金融経済アナリスト、ビジネス研修講師、会社経営、会社員、
弁護士、社会保険労務士、NPO 法人理事長、行政書士、司法書士等）

目次：

1. 最近の概観。「外国人雇用状況」の届出状況（20171031 現在。20180126 発表）
2. 入管制度と技能実習制度の趣旨と違い
3. 入管制度
4. 技能実習制度
5. 最近のトピック/「介護」と「農業」
6. まとめ

発表：

1. 最近の概観。「外国人雇用状況」の届出状況（20171031 現在。20180126 発表）

外国人労働者数は127万人（外国人総数247万人）です。前年同期比で19万人（18%）増加しました。5年連続、過去最高を更新しています（5年間で約60万人増加）。日本の雇用者総数の約2%を占めます。在留資格別の状況は、①身分に基づく在留資格（永住者や日本人の配偶者等）45万人、②資格外活動（留学）25万人（前年同期比20%以上増加）、③専門的・技術的分野23万人、④技能実習25万人（前年同期比20%以上増加）です。国籍別の状況は、中国37万人（全体の29%。前年同期比8%増加。上記①②③④均等の割合）、ベトナム24万人（全体の18%。前年同期比39%増加。上記④43%、②41%）、フィリピン14万人（全体の11%。前年同期比15%増加。上記①73%）、以上3カ国で約50%を占めます。事業所規模別の状況は、「30人未満事業所」が全体の57%を占めます。産業別の状況は、製造業（「電気機械器具製造業」と「輸送用機械器具製造業」の割合が高い）が外国人労働者数全体の30%を占めます。「技能実習」の8割近くが製造業か建設業で、「留学」の半数以上が卸小売業（コンビニ？）かサービス業（飲食、清掃など）でアルバイトをしています。都道府県別・在留資格別は、「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が最も高いのが東京31.0%、次いで京都26.4%、沖縄25.2%、「技能実習」の割合が高いのは、愛媛67.2%、宮崎67.1%、徳島65.4%、青森62.4%、鹿児島61.0%、「資格外活動（留学）」の割合が高いのは福岡41.5%、佐賀34.1%、沖縄33.3%、東京32.1%です。高度専門職（高度人材）は、2016年6月末の約2600人から2017年6月末

の約 5400 人と 1 年間で倍増しました。

2. 入管制度と技能実習制度の趣旨と違い

「出入国管理及び難民認定法」(入国管理法)は、本邦に入国し、または本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とします。これに対して、入国管理法の特別法である「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法その他の出入国に関する法令及び労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術または知識の移転による国際協力を推進することを目的とします。入国管理法は、一般法として就労のできる在留資格も定めています(限定しています)。技能実習法は特別法として技能実習生の人権を守りつつ、人材育成を行う内容になっています(実質的に就労ができます)。

3. 入管制度

入国管理法における在留資格の種類は下記のとおりです。①各在留資格に定められた範囲での就労が可能な在留資格は、外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習、高度専門職、介護です。②原則就労できない在留資格は、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在です(資格外活動の許可を取得して週 28 時間以内の就労が認められる場合があります)。③個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる在留資格は、特定活動です。④身分または地位に基づく在留資格は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者です。

その中でも、専門人材(技術・人文知識・国際業務、高度専門職など)の企業採用が進んでいます。日本の大学だけでなく、海外の大学からの新卒(学士、修士、博士いずれも)採用、転職採用もあります。

入管制度における就労のできる在留資格の取得には、在留資格定証明書交付、在留資格変更許可、就労資格証明書交付があります。在留資格「技術・人文知識・国際業務」要件の主なもの、大学/大学院の卒業と、その学部と業務の内容との関連、会社の事業継続性(損益計算書が黒字であること)、給料が日本人の同一業務者と同等以上であることなどです。

また、最近、高度専門職(高度人材)が急増しています。高度外国人材の受入れを促進するため、高度外国人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を平成 24 年 5 月 7 日より導入しています。高度外国人材の活動内容を、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の 3 つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数(70 点)に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度外国人材の我が国への受入

れ促進を図ることを目的としています。高度専門職として日本において3年活動することで在留資格「永住者」の許可要件を充足します（原則10年のところ）。また、上記点数が80点以上であれば、1年で充足となります。高度専門職、そして、永住者（帰化とは異なります）へのルートが提供されています。

4. 技能実習制度

2017年11月、技能実習法が施行されました（新制度）。技能実習の監理団体について許可制へ移行となりました。2017年新設された外国人技能実習機構が審査をします。許可要件は、①法人形態要件（中小企業団体、農協、漁協など非営利団体）、②人的要件（監理責任者（常勤性）、外部監査人・外部役員、技能実習計画作成指導者（取扱い職種の経験5年））。講習が必須になります）、③財産的要件（債務超過でないこと。当初は公認会計士の概要書で対応。許可更新時までに対応必要）、④技能実習生からの徴収費用明細などがポイントになります。また、技能実習生の送出国も外国政府による認定方式となりました（当初は各種書類にて証明）。

受入れ企業の規模により、1年間に新規に受け入れる人数も決まっています。小規模な会社の場合、原則3人までです。新制度では、監理団体が優良団体としての要件を満たすと、左記の倍の人数を受け入れることができます。監理団体の優良団体には、上記とともに許可の有効期間が5年となるという特典があります。点数方式です。監理責任者の講習受講、常勤職員数と受入人数の割合、3年目終了時の検定受検と合格率、行方不明者などいないことがポイントとなります。

技能実習の監理団体型の1年目が1号口、2年目・3年目が2号口です。旧制度では最長3年で帰国しなくてはなりません（更新不可）。2017年11月施行の技能実習法（新制度）では、監理団体が優良団体としての要件を満たし、技能実習生が3年目終了時の検定に合格すると、4年目・5年目の3号口が追加されました。すなわち、最長5年、日本で技能実習することができます（最長5年で帰国。更新不可）。

技能実習生受入れの手続きの流れは、①監理団体は許可を取得する必要があります。②監理団体にて、受入れ企業・送出国・技能実習生のマッチングを行います（受入れ企業が技能実習生の面接を行います）。③技能実習計画認定申請書を作成し、国際研修協力機構（JITCO）へ事前確認依頼、外国人技能実習機構へ転送・審査、計画認可となります。④在留資格認定証明書交付申請書等を作成し（認定計画含）、JITCOへ事前確認依頼、入国管理局へ転送・審査、結果通知となり、⑤在留資格認定証明書に在外公館にて入国の手続きを行った後、入国・受入れとなります。

技能実習計画の認定要件は、①技能実習計画、②外国の所属機関の証明書（前職が同種業種であること。「前職要件」）、③待遇に関する重要事項説明書・申告書、④技能実習生の報酬（報酬について日本人が同一業務を行う場合と同一金額以上）、⑤本国で支払った費用の明細書、⑥宿泊施設の適正（住居スペース）、⑦技能実習責任者（講習受講必要）・技能実習指導員（5年以上の経験必要）・生活指導員の存在と常勤性などがポイントとなっています。

5. 最近のトピック／「介護」と「農業」

在留資格「介護」と在留資格「技能実習」の「介護」が新設されました。在留資格「介護」の要件は、①「介護福祉士」の資格を取得していること（「養成施設ルート」であることに限定。介護福祉士養成施設（専門学校等）へ通学して卒業することが条件）、②日本の会社（介護施設）と雇用契約を結ぶこと、③職務内容が「介護」または「介護の指導」であること、④日本人が従事する場合における報酬額と同等額以上の報酬を受けることとなっています。在留資格「技能実習」の「介護」の要件は、①前職要件、②技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者（看護師等）であること、③技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること、④技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）を行うものであること、⑤技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること、⑥技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務または緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあつては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること、⑦日本語能力（入国時N4程度必要。入国後講習については、日本語学習（240時間）と介護導入講習（42時間）の受講を求める。また、講師に一定の要件を設ける）となっています。合わせて監理団体について、⑧商工会議所、商工会、職業訓練法人、公益社団法人、公益財団法人と、医療介護の業界団体に限定、⑨その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等（看護師等）がいることとなっています。上記のほか、EPAによる在留資格「特定活動」の「介護」もあります。こちらは、EPAを締結のフィリピン人、インドネシア人、ベトナム人のみとなっています。

日本語学校の留学生とコンビニ・スタッフ（資格外活動許可取得）がセットになっています。

国家戦略特区「農業支援外国人受入事業」が間もなく実施されます。2017年の法改正により特区指定の区域にて、外国人労働者の農業就労が可能になるというものです。在留資格「特定活動」の取扱いです。期間は最長3年です。JAグループが自治体と連携して受入体制として、「特定機関」をつくっているようです。特定機関が雇用して、農家に派遣という形態です。特区指定地域内に限り、複数農家で受入れ可能とし、また、一時帰国を認めて、繁忙期に合わせた受入れをできるようにする趣旨です。農業の場合、技能実習生を含めて日本の農業法人の海外展開農場の人材として活用するのならば意味があるかもしれません。

6. まとめ

- ①東京と地方の人材不足の態様は異なります。地方は黒字の企業であっても、若年者がいないため、雇用ができません。そのため、技能実習生が必要になっています。しかし、10年後には東京も地方と同じになるのではないのでしょうか。
- ②GDPと経済成長率の目標値達成のための外国人受入れているのは疑問です。GDPと経済成長率は結果に過ぎません。また、なしくずしの移民になっていないのでしょうか。
- ③10年後、20年後の日本の産業をどうするかという視点が欠けています。必要な産業とそうでないものの選択が必要ではないのでしょうか。人口減少、若年者減少は必然です。都内湾岸地

域の高層マンションの建築は必要でしょうか、プレハブの投資用アパートは必要でしょうか、チェーン飲食店やコンビニエンスストアは多過ぎではないでしょうか。これら将来的に疑問符の付く事業のために、人手不足になっているのではないのでしょうか。

- ④日本に留学生や技能実習生を送り出している中国やベトナムなどアジアもまた、これから人口減少、若年者減少となっていくと思います。10年後、日本への留学生・技能実習生はいるのでしょうか。

以上